

1 行政組織関係

1	県土整備部行政機関位置略図	2
(1)	岩手県の位置等	2
(2)	県土整備部行政機関位置図	2
2	県土整備部の沿革	3
3	県土整備部行政組織図	11
(1)	本 庁	11
(2)	広域振興局・出先機関	12
4	出先機関の名称・位置等	14
(1)	広域振興局土木部及び土木センター	14
(2)	広域振興局土木部及び土木センター以外の事務所(……ダム関係事務所等)	14
5	県土整備部の分掌事務	15
6	県土整備部の職員数	20
7	県土整備部職員数の推移	21
8	附属機関	22

1 県土整備部行政機関位置略図

(1) 岩手県の位置等

- ・ 県庁所在地経緯度
(盛岡市内丸10番1号)
東経 141.09度
北緯 39.42度
- ・ 市町村数 14市、15町、4村
- ・ 総面積 15,275.01 km²
- ・ 海岸総延長 708,815 m
- ・ 総人口 1,150,784 人
(令和6年4月1日 毎月人口推計)

(2) 県土整備部行政機関位置図(令和6年4月1日現在)

本庁(盛岡市内丸10-1)
 県土整備企画室 建設技術振興課
 道路建設課 道路環境課
 河川課 砂防災害課
 都市計画課 下水環境課
 建築住宅課 港湾空港課

県北広域振興局土木部 二戸土木センター
 二戸市石切所字荷渡6-3

盛岡広域振興局土木部 岩手土木センター
 岩手郡岩手町大字五日市9-48

盛岡広域振興局土木部
 盛岡市内丸11-1
流域治水室綱取ダム管理事務所
 盛岡市浅岸字二ツ森25-34

北上川上流流域下水道事務所
 盛岡市東見前3-10-2

県南広域振興局土木部 花巻土木センター
 花巻市花城町1-41

花巻空港事務所
 花巻市葛3-183-1

県南広域振興局土木部 北上土木センター
 北上市芳町2-8
西和賀出張所
 和賀郡西和賀町湯田21-54-19

県南広域振興局土木部
 奥州市水沢大手町1-2

県南広域振興局土木部 一関土木センター
 一関市竹山町7-5

県南広域振興局土木部 千厩土木センター
 一関市千厩町千厩字北方85-2

県北広域振興局土木部
 久慈市八日町1-1
滝ダム管理事務所
 久慈市小久慈町1-35-23

沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター
 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24-3

沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター
 宮古市五月町1-20

沿岸広域振興局土木部
 釜石市新町6-50

県南広域振興局土木部 遠野土木センター
 遠野市六日町1-22

沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター
 大船渡市猪川町字前田6-1
住田整備事務所
 気仙郡住田町世田米字川向102-1

2 県土整備部の沿革

(資料:岩手県土木部小史等)

年月日	本 庁	出 先 機 関
昭和22年2月12日	土木部発足、4課制(総務課、工務課、改良課、建設課)	
昭和22年3月1日		県内13か所に土木事務所を設置(盛岡、花巻、黒沢尻、水沢、一関、千厩、盛、遠野、釜石、宮古、岩泉、久慈、福岡)
昭和24年1月1日	計画課が新設され5課制になる。	
昭和27年2月20日	7課制になる。(総務課、工務課、道路課、河港課、砂防課、計画課、建築課)	
昭和27年7月14日	5課制になる。(総務課、道路都市課、河港課、砂防課、建築課)	
昭和30年6月23日	砂防課が河港課へ統合し4課制になる。	
昭和30年10月1日		機構改革で土木事務所と土地改良事務所が合併、名称を建設事務所とし、13か所に設置(盛岡、花巻、黒沢尻、水沢、一関、千厩、盛、遠野、釜石、宮古、岩泉、久慈、福岡)
昭和37年4月1日	都市計画課が新設され、砂防課が復活し6課制になる。(総務課、道路課、都市計画課、河港課、砂防課、建築課)	
昭和38年11月1日		花巻空港管理事務所を設置
昭和39年1月10日		花巻空港管理事務所を空港ターミナル内に設置
昭和40年4月1日		機構改革で建設事務所を13土木事務所とし、県内11出張所と2港務所を設置 土木事務所13(盛岡、花巻、北上、水沢、一関、千厩、大船渡、遠野、釜石、宮古、岩泉、久慈、福岡) 土木出張所11(西根、葛巻、紫波、湯田、江刺、花泉、陸前高田、住田、大槌、安代、軽米) 港務所2(宮古、大船渡)
昭和41年4月1日		県営運動公園事務所を設置
昭和43年4月1日		港湾所が3か所になる。(宮古、大船渡、久慈、釜石)
昭和45年10月1日		港湾所が4か所になる。(宮古、大船渡、久慈、釜石)
昭和46年4月1日	6課制が8課制になる。(総務課、道路建設課、道路維持課、都市計画課、河川課、港湾課、砂防課、建築課)	滝ダム調査事務所を久慈土木事務所内に設置
昭和47年4月1日		滝ダム建設事務所を設置
昭和47年6月5日		花巻空港整備対策室を港湾課内に、同分室を花巻市に設置
昭和48年4月1日	土木工事検査監を設置 高速道路対策課を設置(企画部から移管) 土木材料試験室を設置	県営運動公園事務所が岩手県営体育施設管理事務所となり教育委員会所管になる。
昭和48年8月10日		花巻空港建設事務所を設置
昭和49年4月1日		流域下水道建設事務所を設置 網取ダム建設事務所を設置
昭和51年4月1日	機構整備に伴い、工営局が廃止され、土木部に工営課を設置	

県土整備部の沿革(つづき)

年月日	本 庁	出 先 機 関
昭和54年4月1日		流域下水道建設事務所を北上川上流流域下水道事務所に 変更 入畑ダム建設事務所を設置
昭和55年4月1日	総務課用地と高速道路対策課を合 併し、用地高速道課を設置 都市計画課内に下水道室を設置	
昭和58年4月1日		綱取ダム、滝ダム建設事務所が、ダム管理事務所となる。 日向ダム建設事務所を設置 花巻空港建設事務所を廃止
昭和59年4月1日		入畑ダム建設事務所を入畑北本内ダム建設事務所に変更
昭和61年4月1日	行政機構の再編整備に伴い、建築 課所管の営繕事務を総務部に移 管、総務課建設業係を工営課に統 合 下水道室を下水道課に、建築課を 建築住宅課に、工営課を建設振興 課に、土木工事検査監を技術管理 監に変更	行政機構の再編整備に伴い、西根、紫波、江刺、花巻、陸 前高田、住田、大槌、安代及び軽米の各土木事務所出張所 を廃止 安代町の所管を二戸土木事務所から盛岡土木事務所に変 更 火薬及び高圧ガスの業務を商工労働部へ、漁港事業を林 業水産部へそれぞれ移管
昭和62年4月1日		落合ダム建設事務所を設置
平成元年4月1日	河川課内にダム企画管理室を設置	鷹生ダム建設事務所を設置
平成2年4月1日		落合ダム建設事務所を早池峰ダム建設事務所に変更
平成3年4月1日		入畑北本内ダム建設事務所が入畑ダム管理事務所、北本 内ダム建設事務所となる。
平成4年4月1日		築川ダム建設事務所を設置
平成5年4月1日	ダム企画管理室を廃止し、河川開発 課を設置	
平成6年4月1日	建築住宅課内に建築指導監を設置 港湾課に空港用地主査を設置 建築住宅課に住宅管理係を設置	遠野土木事務所にダム建設係を設置 岩泉土木事務所に用地課を設置 鷹生ダム建設事務所の工務課を工務第一係及び工務第二 係の2係制に変更 北本内ダム建設事務所の工務係を工務第一係及び工務第 二係の2係制に変更
平成7年4月1日	建築住宅課の建築審査係を廃止 し、建築審査主査を設置 技術管理監を廃止し、土木部に調 整室及び技術管理室を設置	
平成8年4月1日	用地高速道課の管理係を廃止し、 収用管理係を設置 下水道課に事務担当補佐を設置	
平成9年4月1日	調整室及び技術管理室を廃止し、 技術管理課を設置 港湾課の空港用地主査を廃止し、 空港整備主査を設置 建築住宅課に景観対策主査を設置	土木事務所、ダム管理事務所及びダム建設事務所を地方 振興局へ統合 地方振興局土木部及び岩泉土木事務所に土木技術企画主 査を設置 花巻、大船渡及び二戸の各地方振興局土木部に建設調整 主幹を設置 花巻及び二戸地方振興局土木部を工務1課制から2課制に 変更 大船渡地方振興局土木部にダム調査係を設置

県土整備部の沿革(つづき)

年月日	本 庁	出 先 機 関
平成9年4月1日		釜石地方振興局土木部にダム管理係を設置 大船渡地方振興局鷹生ダム建設事務所に工務第三係を設置 日向ダム建設事務所を廃止
平成10年4月1日		花巻空港建設事務所を設置 鷹生ダム建設事務所を鷹生・綾里川ダム建設事務所に名称変更 遠野及び釜石地方振興局土木部と岩泉土木事務所を工務1課制から2課制に変更 盛岡地方振興局土木部に契約係を設置
平成11年4月1日	用地高速道課を総務課に統合し、 用地監を設置 河川開発課を河川課に統合し、河 川開発監を設置 総務課用地監に収用管理主査及び 用地補償係を設置 道路建設課の管理係を廃止 道路維持課に管理係を設置 都市計画課の街路係と公園係を廃 止し、街路公園係を配置 下水道課の管理係を廃止 河川課河川開発監に河川開発企画 係及びダム建設係を設置 河川課の河川係と海岸係を廃止し、 河川海岸係を設置 港湾課の計画係と工事係を廃止し、 港湾整備係を設置 砂防課の管理係を廃止 建築住宅課の住宅建設係、住宅改 良係、建築審査主査及び建築指導 係を廃止し、住宅整備係と建築指導 主査を設置	地方振興局土木部に建築指導課を設置 港務所を廃止し、地方振興局土木部総務課に統合 盛岡地方振興局土木部に住宅課を設置 北上地方振興局土木部にダム管理係を設置 北本内ダム建設事務所及び入畑ダム管理事務所を廃止 北上川上流流域下水道事務所花北出張所を廃止 北上川上流流域下水道事務所に管理係を設置 北上、一関及び千厩地方振興局土木部を工務1課制から工 務2課制に変更 花巻地方振興局土木部の用地課を用地第一係及び用地第 二係の2係制に変更 一関及び千厩地方振興局土木部の道路都市係を道路建設 係と都市計画係に変更
平成12年4月1日		二戸地方振興局土木部に災害復旧対策課を設置 大船渡地方振興局に津付ダム建設事務所を設置 花巻空港建設事務所の工務係を「工務第一係」と「工務第 二係」の2係制に変更
平成13年4月1日	行政機構の再編整備に伴い、部の 名称を土木部から県土整備部へ変 更 総務課を廃止し県土整備企画室を 設置 建設振興課所管の県営建設工事入 札業務を総務部へ移管するととも に、建設振興課建設業係と技術管 理課を統合し、建設技術振興課を 設置 建設技術振興課に技術企画指導監 を設置	各地方振興局土木部等の総務課における県営建設工事入 札業務及び予算経理事務を企画総務部へ移管し、名称を 管理課に変更 各地方振興局土木部等(盛岡を除く。)の庶務管理係を管理 係に変更 盛岡地方振興局土木部の契約係を廃止するとともに庶務係 を総務係に変更 花巻振興局土木部にダム管理係を設置 早池峰ダム建設事務所を廃止 大船渡地方振興局の河川砂防係を河川ダム砂防係に変更 鷹生・綾里川ダム建設事務所を鷹生ダム建設事務所に改め るとともに、工務第三係を廃止 築川ダム建設事務所の工務係と工務第二係の2係制に改組

県土整備部の沿革(つづき)

年月日	本 庁	出 先 機 関
平成13年4月1日	<p>道路維持課を道路環境課に改め、道路環境主査を設置</p> <p>都市計画課にまちづくり推進監を設置</p> <p>下水道課を下水環境課に改め、下水環境調整主査を設置</p> <p>総務部所管の営繕業務を移管するとともに、建築住宅課に営繕監を設置</p> <p>総務課の土木企画主査及び庶務係を廃止し、県土整備企画室に企画主査及び総務管理係を設置</p> <p>建設技術振興課に技術管理主査及び技術企画指導主査を設置</p> <p>都市計画課の新市街地開発主査を廃止し、まちづくり推進主査を設置</p> <p>建築住宅課の景観対策主査を廃止し、都市計画課に最観形成主査を設置</p>	
平成14年4月1日	<p>砂防課の傾斜地保全係を廃止し、企画調査係を設置</p> <p>下水環境課の流域下水道係と公共下水道係を廃止し、下水道事業主査を設置</p>	<p>綱取ダム管理事務所を盛岡地方振興局土木部組織へ統合</p> <p>築川ダム建設事務所を盛岡地方振興局土木部組織へ統合し築川ダム建設監を設置</p> <p>鷹生ダム建設事務所を大船渡地方振興局土木部組織へ統合し鷹生ダム建設監を設置</p> <p>津付ダム建設事務所を大船渡地方振興局土木部組織へ統合し津付ダム建設監を設置するとともに総務係と工務係の2係制に改組</p> <p>滝ダム建設事務所を久慈地方振興局土木部組織へ統合</p>
平成15年4月1日	<p>各部局に予算調整権限が付与されたことに伴い、専任の企画主査を配置するとともに、予算係長が企画主査を兼任化</p>	<p>盛岡地方振興局土木部葛巻出張所、松尾駐在及び安代駐在を廃止し岩手出張所を設置</p> <p>各地方振興局土木部等(大船渡を除く)の管理課を企画管理課に変更</p> <p>大船渡地方振興局土木部の管理係を廃止し管理課に課長補佐を設置</p> <p>花巻地方振興局土木部の用地第一係及び同第二係を廃止し用地課に課長補佐を設置</p> <p>盛岡地方振興局土木部の道路維持課を道路環境課に名称変更</p> <p>各地方振興局土木部等(盛岡、大船渡を除く)の工務第一課を道路都市課に変更</p> <p>花巻、北上及び遠野地方振興局土木部の工務第二課を治水環境課に変更</p> <p>水沢、一関、千厩及び二戸地方振興局土木部の工務第二課を道路河川環境課に変更</p> <p>釜石、宮古及び久慈地方振興局土木部並びに宮古地方振興局岩泉土木事務所の工務第二課を河川港湾課に変更</p> <p>盛岡地方振興局土木部の道路維持第一係及び同第二係を道路環境第一係及び同第二係に変更</p>

県土整備部の沿革(つづき)

年 月 日	本 庁	出 先 機 関
平成15年4月1日		<p>千厩地方振興局土木部に建設調整主幹及び災害復旧対策課を設置</p> <p>二戸地方振興局土木部の建設調整主幹及び災害復旧対策課を廃止するとともに、災害復旧係を設置</p> <p>大船渡地方振興局土木部の工務第一課及び同第二課を再編整理し、建設・企画業務を担当する「地域整備課」と維持管理業務を担当する「道路河川環境課」に変更するとともに、地域整備課には地域整備主査を、道路河川環境課には道路河川環境主査をそれぞれ設置</p> <p>各地方振興局土木部等(盛岡、大船渡を除く)の道路維持係を道路環境係に変更</p> <p>花巻地方振興局土木部のダム管理係を治水環境主査に変更</p> <p>千厩地方振興局土木部の都市計画係を地域環境整備係に変更</p> <p>宮古地方振興局土木部岩泉土木事務所の道路維持管理業務を岩泉町及び田野畑村に一括事務移譲することに伴い、道路都市係長が道路環境係長を兼任化</p>
平成16年4月1日	<p>本庁におけるグループ制の導入に伴い、係・主査制を廃止</p> <p>課長補佐・課内監を廃止し、担当課長を設置</p> <p>技術次長を廃止し技監を設置</p> <p>事務次長及び県土整備企画監を廃止し、企画室長を専任化</p> <p>砂防課を砂防災害課に変更</p> <p>港湾課を港湾空港課に変更</p>	<p>地方振興局における事務処理組織制度の全面導入に伴い、係・主査制を廃止し、グループ又はチームを設置</p> <p>一関、千厩、遠野、久慈及び二戸を除く各地方振興局土木部の土木技術企画主査班を部長の直屬とするとともに、企画管理課を管理課に変更</p> <p>各ダム建設事務所のダム建設監を廃止し、所長を設置</p> <p>各ダム管理事務所の次長を廃止し、所長を専任化</p> <p>盛岡地方振興局土木部岩手出張所に技術担当次長を設置</p> <p>北上地方振興局土木部の道路都市課及び治水環境課を再編整理し、建設業務を担当する「地域整備課」と維持管理業務を担当する「道路河川環境課」に変更</p> <p>大船渡地方振興局土木部の地域整備課及び道路河川環境課を再編整理し、道路業務を担当する「道路都市課」と河川港湾業務を担当する「河川港湾課」に変更</p> <p>二戸地方振興局土木部の災害復旧係を廃止</p>
平成17年4月1日	<p>道路建設課、道路環境課、河川課、下水環境課に公共事業3分野(道路、海岸、汚水処理)の組織を一元化</p> <p>道路建設課に農林道担当課長を設置</p> <p>下水環境課に計画担当課長を設置</p>	<p>盛岡地方振興局における次長制の見直しにより、土木部の次長を廃止し、管理用地室長、道路河川室長、建築住宅室長を設置</p> <p>花巻空港建設事務所と花巻空港管理事務所を統合し花巻空港事務所を設置</p> <p>地方振興局以外の出先機関におけるグループ制の導入に伴い、北上川上流域下水道事務所、花巻空港事務所の係制を廃止</p>
平成18年4月1日	<p>県土整備企画室に特命課長(IMS担当)を設置、用地担当課長を廃止</p> <p>建築住宅課に特命課長(住宅供給公社担当)を設置</p> <p>収用委員会事務局を分離</p>	<p>県南広域振興局発足に伴い、花巻、北上、水沢、一関、千厩、遠野の各地方振興局土木部を再編整理し、県南広域振興局土木部、花巻総合支局土木部、同遠野土木センター、北上総合支局土木部、一関総合支局土木部、同千厩土木センターを設置</p> <p>県南広域振興局土木部に調整課を設置</p>

県土整備部の沿革(つづき)

年月日	本 庁	出 先 機 関
平成18年4月1日		遠野土木センター及び千厩土木センターの管理用地部門を統合し管理用地課を設置、土木工務部門を統合し工務課を設置、土木技術企画担当を廃止 地方振興局土木部等に公共事業3分野(道路、海岸、汚水処理)の組織を一元化 地方振興局土木部の道路都市課を道路整備課に変更 北上地方振興局土木部湯田出張所を西和賀出張所に変更 一関、久慈地方振興局土木部の土木技術企画担当の部長直属化及び企画管理課を管理課に変更 千厩地方振興局土木部の建設調整主幹を廃止及び災害復旧対策課長の専任化 北上川上流流域下水道事務所に管理課を設置
平成19年4月1日	県土整備企画室特命課長(IMS担当)を廃止 港湾空港課を廃止し、港湾課及び空港課を設置するとともに、それぞれに港湾担当課長、空港担当課長を設置(ただし、空港担当課長については、花巻空港事務所管理課長が兼務)	花巻総合支局土木部建設調整主幹を廃止 鷹生ダム建設事務所を廃止
平成20年4月1日	副部長を設置、県土整備企画室長を兼任 花巻空港事務所管理課長の空港担当課長兼務を解く	花巻総合支局土木部遠野土木センターに特命課長(ダム建設担当)を設置 宮古地方振興局土木部岩泉土木事務所の道路都市課を道路整備課に変更
平成20年10月1日		一関総合支局土木部特命課長(災害復旧対策)を設置
平成21年4月1日	砂防災害課に特命課長(土砂災害対策)を設置	北上総合支局土木部管理課及び用地課を廃止し、管理用地課を設置 一関総合支局土木部特命課長(災害復旧対策)を廃止し、災害復旧対策課長を設置
平成22年4月1日	道路建設課、道路環境課、河川課の公共事業2分野(道路、海岸)の組織の一元化を解消 道路建設課の農林道課長を廃止 住宅供給公社の解散に伴い派遣終了	4広域振興局体制に伴い、広域振興局土木部及び土木センターに変更(盛岡広域振興局土木部、岩手土木センター、県南広域振興局土木部、花巻土木センター、北上土木センター、遠野土木センター、一関土木センター、千厩土木センター、沿岸広域振興局土木部、宮古土木センター、岩泉土木センター、大船渡土木センター、県北広域振興局土木部、二戸土木センター) 広域振興局の再編に伴い、道路整備及び用地部門を、北上は花巻へ、千厩は一関へ集約 広域振興局土木部等の公共事業2分野(道路、海岸)の組織の一元化を解消 盛岡広域振興局土木部の総務管理課を管理課に変更 岩手土木センターに管理用地課、工務課を設置 北上土木センターの管理用地課を管理課に、道路整備課を道路環境課に変更 千厩土木センターの管理用地課を管理課に変更 沿岸広域振興局土木部に調整課を設置 大船渡土木センターの建設調整主幹を廃止

県土整備部の沿革(つづき)

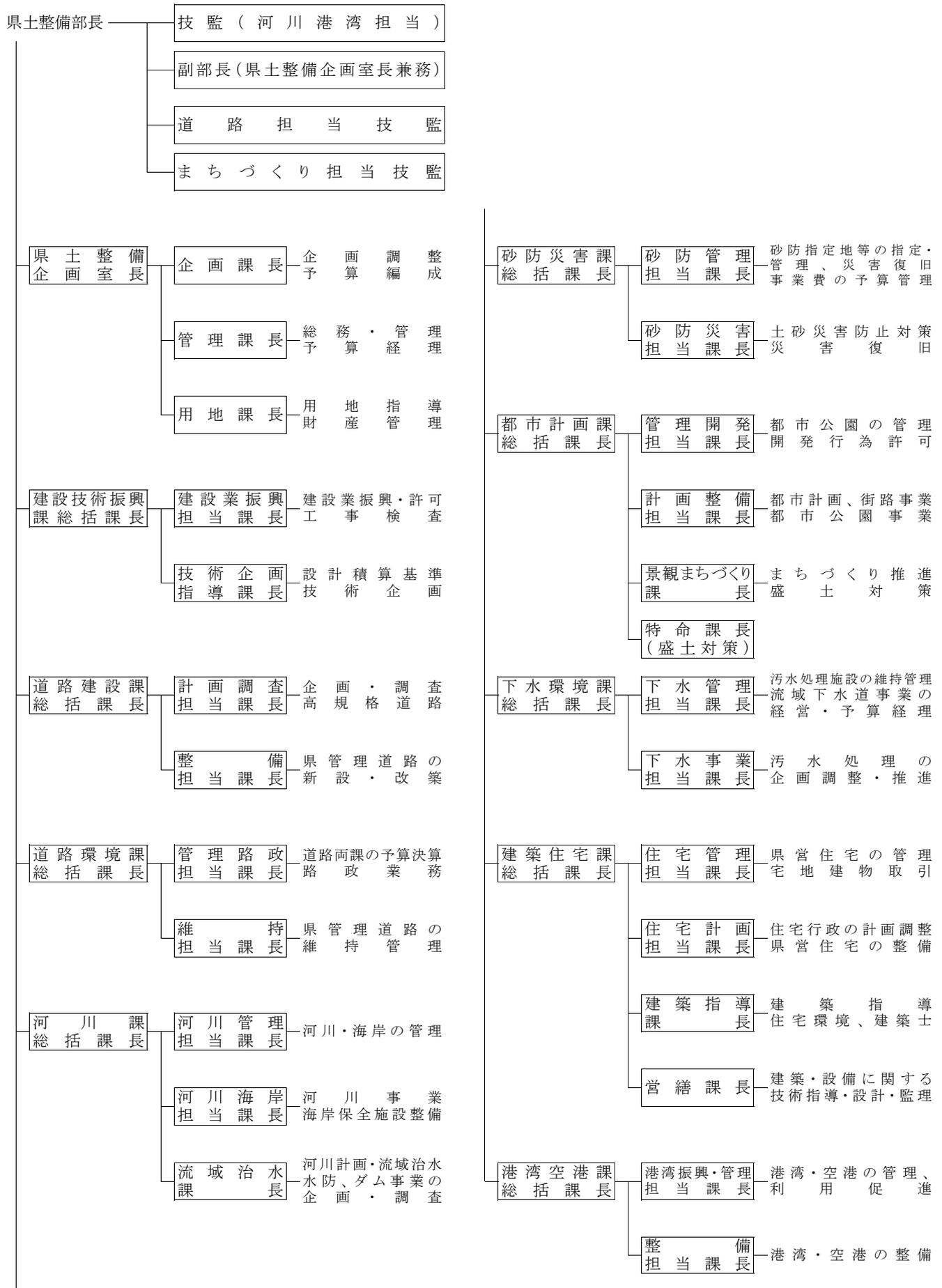
年月日	本 庁	出 先 機 関
平成23年4月1日	空港課に特命課長(利用促進)を設置	岩手土木センターに災害復旧対策課を設置 遠野土木センターの特命課長(ダム建設)を廃止 一関土木センターの災害復旧対策課を廃止 千厩土木センターの建築指導課を廃止(一関土木センターに集約)
平成23年6月10日		沿岸広域振興局土木部、宮古土木センター及び大船渡土木センターに特命課長(復興支援)を設置
平成24年4月1日	砂防災害課に特命課長(震災復旧担当)を設置(土砂災害対策担当の特命課長は廃止) 建築住宅課に住宅課長及び建築指導担当課長を設置(住宅担当課長及び建築指導課長は廃止) 空港課の特命課長(利用促進担当)を廃止	花巻空港事務所の管理課と建設課を統合・廃止し次長を設置 沿岸広域振興局土木部、宮古土木センター及び大船渡土木センターに復興まちづくり課を設置(復興支援担当の特命課長は廃止) 大船渡土木センターに副所長を設置
平成25年1月1日	建設技術振興課に特命課長(施工確保対策)を設置	
平成25年4月1日		沿岸広域振興局土木部の調整課を廃止し、副部長を設置 宮古土木センターに副所長を設置
平成26年4月1日	県土整備企画室に用地課長を設置	盛岡広域振興局土木部に災害復旧対策課長を設置 岩手土木センターに特命課長(治水対策)を設置(災害復旧対策課長は廃止)
平成26年10月10日	砂防災害課の特命課長(震災復旧担当)を特命課長(土砂災害対策・震災復旧)とし分掌事務を見直し	
平成27年4月1日		津付ダム建設事務所を住田整備事務所に改称
平成28年10月1日		岩泉土木センターに特命課長(災害復旧対策)を設置
平成29年4月1日		岩泉土木センターに副所長及び河川復旧課長を設置(特命課長(災害復旧対策)は廃止)
平成30年4月1日	空港課を廃止し、県土整備企画室に空港管理課長を設置	盛岡広域振興局土木部の災害復旧対策課長を廃止
平成31年4月1日	河川課に河川管理担当課長を設置 砂防災害課に砂防災害担当課長を設置(土砂災害対策・震災復旧の特命課長は廃止) 建築住宅課に住宅管理担当課長及び住宅計画課長を設置(住宅課長は廃止)	
令和2年4月1日	砂防災害課に砂防管理担当課長を設置 下水環境課に下水管理担当課長及び下水事業担当課長を設置(計画担当課長は廃止) 港湾課に港湾振興担当課長及び港湾整備担当課長を設置(港湾担当課長は廃止)	岩手土木センター、遠野土木センターの工務課を道路河川整備課に変更 遠野土木センターの工務課を道路河川整備課に変更 千厩土木センターの工務課を道路河川環境課に変更 北上川上流流域下水道事務所の総務課と管理課を廃止し 経営総務課を設置、工務課を廃止し設備課と施設整備課を設置 花巻空港事務所に特命課長(大規模施設整備)を設置

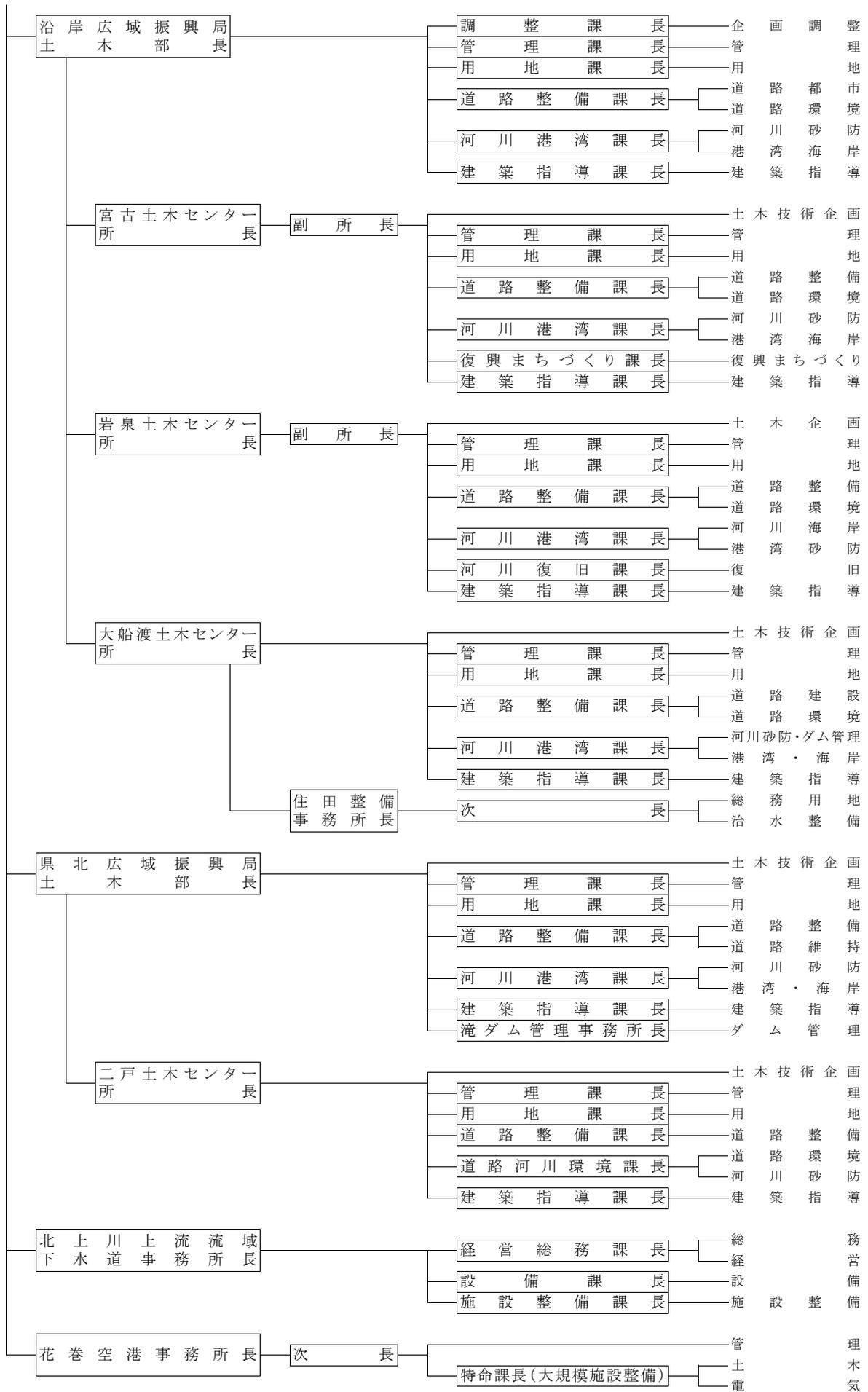
県土整備部の沿革(つづき)

年月日	本 庁	出 先 機 関
令和3年4月1日	まちづくり担当技監を新設、道路都市担当技監を道路担当技監に改組 河川課の河川開発課長を流域治水課長に改組 都市計画課のまちづくり課長を景観まちづくり課長に改組 建築住宅課の住宅計画課長を住宅計画担当課長に、建築指導担当課長を建築指導課長にそれぞれ改組	築川ダム建設事務所を廃止 盛岡広域振興局土木部の道路河川室を道路都市室と流域治水室に改組、道路都市室長及び流域治水室長を設置
令和4年4月1日	建設技術振興課の特命課長(施工確保対策)を廃止	沿岸広域振興局土木部の副部長が復興まちづくり課長を兼任
令和5年4月1日	港湾課を廃止し、港湾空港課を設置 県土整備企画室の空港管理課長を廃止 港湾空港課に港湾振興・管理担当課長及び整備担当課長を設置	宮古土木センター及び大船渡土木センターの副所長が復興まちづくり課長を兼任
令和5年8月1日	都市計画課に特命参事(盛土対策)を設置	
令和6年4月1日	都市計画課の特命参事(盛土対策)を廃止し特命課長(盛土対策)を設置	沿岸広域振興局土木部の復興まちづくり課を廃止し調整課を設置、副部長を廃止し調整課長を設置 岩泉土木センターの副所長が河川復旧課長を兼任 大船渡土木センターの副所長及び復興まちづくり課を廃止

3 県土整備部行政組織図(令和6年4月1日現在)

(1) 本 庁





4 出先機関の名称・位置等(令和6年4月1日現在)

(1) 広域振興局土木部及び土木センター

名称	位置	所管市町村			出張所		
		市町村名	面積(km ²)	推計人口(人)	名称	所管区域	
盛岡広域振興局	土木部	盛岡市	盛岡市・滝沢市・雫石町・紫波町・矢巾町	1,984.05	409,698		
	岩手土木センター	岩手郡岩手町	八幡平市・葛巻町・岩手町	1,657.72	38,637		
県南広域振興局	土木部	奥州市	奥州市・金ヶ崎町	1,173.06	122,078		
	花巻土木センター	花巻市	花巻市	908.39	89,141		
	北上土木センター	北上市	北上市・西和賀町	1,028.29	96,610	西和賀出張所	西和賀町
	遠野土木センター	遠野市	遠野市	825.97	23,533		
	一関土木センター	一関市	一関市・平泉町	1,319.81	111,370		
	千厩土木センター	一関市	一関市				
沿岸広域振興局	土木部	釜石市	釜石市・大槌町	640.77	39,651		
	宮古土木センター	宮古市	宮古市・山田町	1,521.96	59,174		
	岩泉土木センター	下閉伊郡岩泉町	岩泉町・田野畑村	1,148.55	10,547		
	大船渡土木センター	大船渡市	大船渡市・陸前高田市・住田町	889.29	53,531		
県北広域振興局	土木部	久慈市	久慈市・普代村・野田村・洋野町	1,076.88	50,235		
	二戸土木センター	二戸市	二戸市・軽米町・九戸村・一戸町	1,100.29	46,579		
計				15,275.01	1,150,784		

※ 資料出所:「岩手県統計年鑑(令和2年10月1日)」、「岩手県毎月人口推計(令和6年4月1日)」

(2) 広域振興局土木部及び土木センター以外の事務所(ダム関係事務所等)

名称	位置
盛岡広域振興局土木部流域治水室綱取ダム管理事務所	盛岡市
沿岸広域振興局大船渡土木センター住田整備事務所	気仙郡住田町
県北広域振興局土木部滝ダム管理事務所	久慈市
北上川上流流域下水道事務所	盛岡市
花巻空港事務所	花巻市

5 県土整備部の分掌事務

◎ 本庁

◆ 県土整備企画室

- (1) 部の総括に関する事。
- (2) 部内各課等の連絡に関する事。
- (3) 部内他課の主管に属しない事。
- (4) 県土整備行政の企画及び調整に関する事。
- (5) 部内の予算に関する事。
- (6) 建設業務統計に関する事。
- (7) 部内の事務管理、人事、予算、経理及び物品の管理に関する事。
- (8) 部内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章(紺綬褒章を除く。)に関する事。
- (9) 岩手県営内丸駐車場の管理に関する事。
- (10) 流域下水道事務所及び空港事務所に係る事。
- (11) 公有地の拡大の推進に関する事(市町村課及び商工企画室の主管に属するものを除く。)
- (12) 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)
- (13) 高速自動車国道用地に係る受託業務の総括に関する事。
- (14) 土地収用の事業認定その他の手続及び処分に関する事。
- (15) 土木事業の執行に伴う損失補償に関する事。
- (16) 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地の先行取得に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)
- (17) 特定所有者不明土地に係る土地権利等の取得並びに収用及び使用の裁定に関する事。
- (18) あっせん委員、仲裁委員及び事業認定審議会に関する事。
- (19) 収用委員会に関する事。

◆ 建設技術振興課

- (1) 建設業の振興に関する事。
- (2) 建設業者の許可及び指導監督並びに経営事項の審査に関する事。
- (3) 建設業者団体に対する指導、助言及び勧告に関する事。
- (4) 浄化槽工事業者の登録及び指導監督並びに特例浄化槽工事業者の届出に関する事。
- (5) 建設工事統計に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)
- (6) 建設機械の打刻及び打刻の検認に関する事。
- (7) 土地等の使用及び立入り公告等に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)
- (8) 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(出納局総務課の主管に属するものを除く。)に関する事。
- (9) 建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格及び指名並びに入札に関する事(指名及び入札にあつては、他部局の主管に属するものを除く。)
- (10) 建設関連業務の委託契約の制度に関する事(建築関係建設コンサルタント業務以外の委託契約に係るものにあつては、他部局等の主管に属するものを除き、広域振興局並びに第3章第3節第7款及び第8款に規定する出先機関の実施分を含む。)
- (11) 公共工事に関する検査に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)
- (12) 公共事業の執行の適正化に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)
- (13) 建設工事紛争審査会に関する事。
- (14) 建設工事に係る資材の再資源化等の促進に関する事。
- (15) 公共工事に関する安全対策に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)
- (16) 公共工事に関する技術の向上に関する事。
- (17) 公共工事の設計積算基準等の技術管理に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)
- (18) 公共工事の監督及び環境対策の総括に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)
- (19) 公共事業の効率性の向上及び執行の適正化に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)
- (20) 公共工事の円滑な施工の確保に関する事。

◆ 道路建設課

- (1) 道路の整備に関する企画調査に関すること。
- (2) 高速自動車国道の建設促進に関すること(県土整備企画室の主管に属するものを除く。)
- (3) 道路の新設及び改築に関すること。

◆ 道路環境課

- (1) 路線の認定に関すること。
- (2) 軌道に関する認可に関すること。
- (3) 道路の維持、修繕その他の管理に関すること。
- (4) 道路の整備に係る環境対策に関すること。
- (5) 交通安全施設等の整備事業に関すること。
- (6) 自転車道の整備に関すること。
- (7) 建設機械の整備事業に関すること。
- (8) 市町村道の代行事業に関すること。

◆ 河川課

- (1) 水防協議会に関すること。
- (2) 砂利採取業(河川において砂利の採取を行うものに限る。)の指導監督に関すること。
- (3) 公有水面(港湾区域及び漁港区域内に係るものを除く。)の埋立てに関すること。
- (4) 河川及び海岸(他課等の主管に属するものを除く。)の改良及び維持管理に関すること。
- (5) 海岸漂着物等の処理等の実施に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)
- (6) 流域治水に関すること。
- (7) 水防に関すること。
- (8) 河川管理施設としてのダムの調査、建設及び管理に関すること。
- (9) 河川総合開発事業の企画に関すること。
- (10) 河川管理者以外の者が設置するダムの検査及び管理の指導に関すること。

◆ 砂防災課

- (1) 砂防地指定、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の指定及び管理に関すること。
- (2) 公共土木施設の災害復旧事業費に関すること。
- (3) 砂防設備等の整備に関する企画調査に関すること。
- (4) 砂防設備等の整備、維持及び修繕に関すること。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関すること。
- (6) 公共土木施設の災害復旧事業に関すること。

◆ 都市計画課

- (1) 道路及び公園等のひとにやさしいまちづくりの推進に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)
- (2) 土地区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業を除く。)に関すること。
- (3) 優良な宅地の認定に関すること。
- (4) 都市公園に関すること(県立都市公園(岩手県営運動公園及び岩手県立御所湖広域公園の艇庫を除く。)の管理に関するものに限る。)
- (5) 開発審査会に関すること。
- (6) 都市計画、都市計画制限及び都市計画事業に関すること
- (7) 低炭素まちづくり計画に係る総合的な調整に関すること。
- (8) 駐車場(岩手県営内丸駐車場を除く。)に関すること。
- (9) 都市計画審議会に関すること。
- (10) まちづくりに関する総合支援に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)
- (11) 市街地の再開発等に係る事業に関すること。
- (12) 景観形成に関すること。
- (13) 屋外広告物に関すること。
- (14) 宅地造成及び特定盛土等の規制に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)
- (15) 景観形成審議会に関すること。

◆ 下水環境課

- (1) 汚水処理施設の維持管理に係る助言に関する事。
- (2) 浄化槽の整備に関する事。
- (3) 流域下水道事業の経営に関する事。
- (4) 流域下水道事業の出納及び決算に関する事。
- (5) 流域下水道の維持管理に関する事。
- (6) 流域下水等の設置及び改築に関する事。
- (7) 汚水処理の総合的な企画及び調整並びに推進に関する事。
- (8) 公共下水道及び集落排水施設に関する事。

◆ 建築住宅課

- (1) 県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の整備及び管理に関する事。
- (2) 農地所有者等賃貸住宅に関する事。
- (3) 建築動態統計に関する事。
- (4) 独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人都市再生機構に関する事。
- (5) 宅地建物取引業に関する事。
- (6) 不動産特定共同事業に関する事。
- (7) 住宅の品質確保の促進等及び住宅瑕疵担保責任の履行確保に関する事。
- (8) 住宅の整備に関する企画及び調整に関する事。
- (9) 県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の指導監督に関する事。
- (10) 市町村の公営住宅及び特定公共賃貸住宅の指導監督に関する事。
- (11) 地域優良住宅に関する事。
- (12) 優良な住宅の認定に関する事。
- (13) 特定優良賃貸住宅の供給の促進及び優良田園住宅の建設の促進に関する事。
- (14) 高齢者等住宅確保要配慮者の居住の安定確保に関する事。
- (15) 長期優良住宅の普及の促進に関する事。
- (16) 低炭素建築物の普及の促進に関する事。
- (17) 住宅地区改良事業に関する事。
- (18) 建築士及び建築士事務所に関する事。
- (19) 建築の指導及び取締りに関する事。
- (20) 建築物の防災対策に関する事。
- (21) 公共的施設(道路及び公園等を除く。)のひとにやさしいまちづくりの推進に関する事。
- (22) 宅地造成等の規制に関する事。
- (23) 長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する事。
- (24) 低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事。
- (25) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する事。
- (26) 建築審査会及び建築士審査会に関する事。
- (27) 営繕工事に係る設計、審査及び監理に関する事。
- (28) 営繕工事の技術的支援に関する事。

◆ 港湾空港課

- (1) 港湾の振興に関する事。
- (2) 港湾及び空港の管理に関する事。
- (3) 港湾統計に関する事。
- (4) 港湾区域内における公有水面の埋立てに関する事。
- (5) 港湾及び空港の建設、改良、維持及び修繕に関する事。
- (6) 地方港湾審議会に関する事。

◎ 出先機関

- ◆ 広域振興局土木部及び土木センター（盛岡広域振興局土木部、岩手土木センター、県南広域振興局土木部、花巻土木センター、北上土木センター、遠野土木センター、一関土木センター、千厩土木センター、沿岸広域振興局土木部、宮古土木センター、岩泉土木センター、大船渡土木センター、県北広域振興局土木部、二戸土木センター）

※ 次表の「分掌事務」欄に掲げる事務のうち、「分掌の区分」欄のそれぞれ該当する部又は土木センターの欄に○印のあるものを分掌する。

分掌事務	分掌の区分		備考
	土木部	土木センター	
1 広域振興圏域の土木及び住宅施策の企画及び調整に関すること。	○		
2 地域の土木及び住宅施策の推進に関すること。	○	○	1 盛岡広域振興局土木部岩手土木センターにあつては、地域の住宅施策の推進を除く。 2 県南広域振興局土木部一関土木センターにあつては、千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
3 道路、河川、港湾、海岸（他部等の主管に属するものを除く。5の項において同じ。）、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の建設工事並びに都市計画、下水道、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止及び土砂災害警戒区域等の土砂災害防止に係る建設工事に関すること。	○	○	1 県南広域振興局土木部花巻土木センターにあつては北上土木センターが、一関土木センターにあつては千厩土木センターが分掌する道路の建設工事に関する事務を併せて処理する。 2 県南広域振興局土木部一関土木センターにあつては、千厩土木センターが分掌する県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の建設工事に関する事務を併せて処理する。
4 建設工事の検査に関すること。	○	○	県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター及び千厩土木センターを除く。
5 道路、都市公園（岩手県営運動公園及び岩手県立御所湖広域公園の艇庫を除く。）、河川、港湾、海岸、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の管理並びに砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止のために必要な管理に関すること。	○	○	
6 公有地の拡大の推進に関すること（土木部の主管に属するものに限る。）。	○		
7 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関すること。	○	○	
8 土木事業の執行に伴う土地等の取得及び補償に関すること。	○	○	県南広域振興局土木部の花巻土木センターにあつては北上土木センターが、一関土木センターにあつては千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
9 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地の先行取得に関すること（水産部の主管に属するものを除く。）。	○	○	
10 市町村が行う補助工事の指導監督に関すること（水産部の主管に属するものを除く。）。	○	○	県南広域振興局土木部一関土木センターにあつては、千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
11 建設業者の許可及び指導監督並びに経営事項の審査に関すること。	○	○	県南広域振興局土木部の花巻土木センターにあつては遠野土木センターが、一関土木センターにあつては千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
12 浄化槽工事業者の登録及び指導監督並びに特例浄化槽工事業者の届出に関すること。	○	○	
13 建設工事統計に関すること。	○	○	
14 建設工事に係る資材の再資源化等の促進に関すること。	○	○	
15 砂利採取業（河川において砂利の採取を行うものに限る。）の指導監督に関すること。	○	○	
16 公有水面（漁港区域内に係るものを除く。）の埋立てに関すること。	○	○	
17 水防に関すること。	○	○	
18 都市計画及び都市計画事業の指導監督に関すること。	○	○	

分掌事務	分掌の区分		備考
	土木部	土木センター	
19 都市計画制限に関すること。	○	○	
20 駐車場に関すること。	○	○	
21 市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の制限に関すること。	○	○	
22 新住宅市街地開発事業により造成された造成宅地等に関する権利の処分の制限に関すること。	○	○	
23 景観形成に関すること。	○	○	盛岡広域振興局土木部にあっては岩手土木センターが、県南広域振興局土木部一関土木センターにあっては千厩土木センターが分掌する建築物及び工作物に係る事務を併せて処理する。
24 屋外広告物の取締りに関すること。	○	○	
25 汚水処理の企画及び調整並びに推進に関すること。	○	○	県南広域振興局土木部一関土木センターにあっては、千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
26 市町村の公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の整備に関すること。	○	○	
27 県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の建設工事に係る設計及び積算に関すること。	○		盛岡広域振興局土木部に限る。
28 市町村の公営住宅等の用途廃止に係る審査に関すること。	○	○	1 盛岡広域振興局土木部岩手土木センターを除く。
29 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅の工事の審査に関すること。	○	○	2 県南広域振興局土木部一関土木センターにあっては、千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
30 建築士事務所の指導監督に関すること。	○	○	
31 宅地建物取引業者の免許及び指導監督に関すること。	○	○	
32 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等に関すること。	○	○	
33 被災建築物の応急危険度判定に関すること。	○	○	
34 公共的施設のひとにやさしいまちづくりの推進に関すること。	○	○	
35 宅地造成の許可及び指導監督に関すること。	○	○	
36 長期優良住宅建築等計画等の認定等に関すること。	○	○	
37 低炭素建築物新築等計画の認定等に関すること。	○	○	
38 建築物の耐震改修の計画の認定等に関すること。	○	○	
39 事業計画のある道路の指定及び道路の位置の指定に関すること。	○	○	
40 住宅瑕疵担保履行に係る届出等に関すること。	○	○	
41 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。	○	○	1 盛岡広域振興局土木部岩手土木センターを除く。 2 県南広域振興局土木部一関土木センターにあっては、千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
42 港湾統計に関すること。	○	○	
43 岩手県収入証紙の受渡し、交換、廃棄及び購入代金の還付に関すること。		○	県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター及び千厩土木センターに限る。
44 情報公開及び個人情報の保護等の連絡調整に関すること(総務部総務センターの主管に属するものを除く。)		○	

◆ ダム管理事務所(盛岡広域振興局土木部流域治水室綱取ダム管理事務所、県北広域振興局土木部滝ダム管理事務所)
ダムの維持管理及び当該ダムに係る河川の管理に関すること。

◆ 北上川上流流域下水道事務所

- (1) 流域下水道建設工事に関すること。
- (2) 流域下水道の管理に関すること。

◆ 花巻空港事務所

空港の管理及び建設工事に関すること。

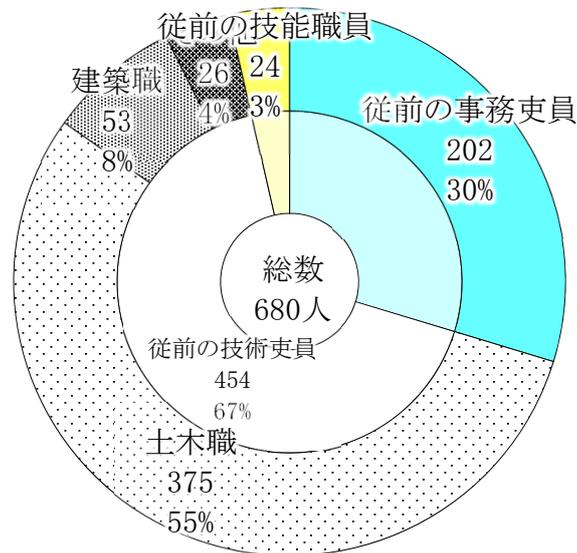
6 県土整備部の職員数(令和6年4月1日現在)

(単位:人)

区 分		従 前 の 吏 員					計	従 前 の 技 労 職 員	合 計
		事務	技術	土木	建築	その他		運 転 技 士	
本 庁	県土整備企画室	21	8	6	2		29		29
	建設技術振興課	6	10	9	1		16		16
	道路建設課		12	12			12		12
	道路環境課	6	11	11			17		17
	河川課	4	20	19		1	24		24
	砂防災害課	3	10	10			13		13
	都市計画課	8	15	13	2		23		23
	下水環境課	6	8	7		1	14		14
	建築住宅課	10	24		18	6	34		34
	港湾空港課	5	7	7			12		12
	計	69	125	94	23	8	194	0	194
出 先 機 関 （ 事 務 所 ）	盛岡) 土木部	16	46	36	9	1	62	2	64
	岩手土木センター	6	15	15			21	2	23
	県南) 土木部	9	24	21	3		33	2	35
	花巻土木センター	12	18	16	2		30	3	33
	北上土木センター	6	18	16	2		24	2	26
	遠野土木センター	6	15	13	2		21	1	22
	一関土木センター	8	18	16	2		26	2	28
	千厩土木センター	4	10	10			14	1	15
	沿岸) 土木部	8	22	18	2	2	30	2	32
	宮古土木センター	10	28	23	2	3	38	1	39
	岩泉土木センター	8	23	23			31	2	33
	大船渡土木センター	8	21	18	2	1	29	1	30
	住田整備事務所	2	5	5			7		7
	県北) 土木部	9	22	20	2		31	1	32
	滝ダム管理事務所		4	4			4		4
	二戸土木センター	9	17	15	2		26	1	27
北上川上流流域下水道事務所	6	13	6		7	19	1	20	
花巻空港事務所	6	10	6		4	16		16	
計	133	329	281	30	18	462	24	486	
合 計		202	454	375	53	26	656	24	680

7 県土整備部職員数の推移(各年度4月1日時点)

区分	単位	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	
従前の事務吏員	本庁	人	65	61	58	56	58	58	59	61	63	66	61	63	68	64	65	67	69
	出先機関	人	146	142	142	134	155	170	180	171	170	165	155	154	160	150	141	135	133
	計	人	211	203	200	190	213	228	239	232	233	231	216	217	228	214	206	202	202
	構成比	%	27.0	26.5	28.7	28.3	27.2	27.4	27.8	27.2	27.5	28.0	26.8	27.7	29.4	28.7	28.9	29.1	29.7
従前の技術吏員	本庁	人	146	144	131	128	137	144	159	164	155	141	136	132	128	129	123	125	125
	出先機関	人	389	383	330	320	401	428	431	426	429	424	423	405	392	376	357	342	329
	計	人	535	527	461	448	538	572	590	590	584	565	559	537	520	505	480	467	454
	構成比	%	68.4	68.9	66.2	66.7	68.7	68.8	68.5	69.2	68.9	68.4	69.4	68.5	67.0	67.8	67.4	67.3	66.8
従前の技労職員	本庁	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出先機関	人	36	35	35	34	32	32	32	31	31	30	30	30	28	26	26	25	24
	計	人	36	35	35	34	32	32	32	31	31	30	30	30	28	26	26	25	24
	構成比	%	4.6	4.6	5.0	5.1	4.1	3.8	3.7	3.6	3.7	3.6	3.7	3.8	3.6	3.5	3.7	3.6	3.5
計	本庁	人	211	205	189	184	195	202	218	225	218	207	197	195	196	193	188	192	194
	出先機関	人	571	560	507	488	588	630	643	628	630	619	608	589	580	552	524	502	486
	計	人	782	765	696	672	783	832	861	853	848	826	805	784	776	745	712	694	680
	構成比	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



8 附属機関

名 称	所 掌 事 務	主 管 課
岩手県あっせん委員会	土地収用法(昭和26年法律第219号)第15条の2第1項の規定による土地等の取得に関する紛争の解決についてのあっせんに関する事。	県土整備企画室
岩手県仲裁委員会	土地収用法(昭和26年法律第219号)第15条の7第1項の規定による土地等の取得に際しての対償のみに関する紛争についての仲裁に関する事。	県土整備企画室
岩手県事業認定審議会	土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の7第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事。	県土整備企画室
岩手県建設工事紛争審査会	建設業法(昭和24年法律第100号)第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあっせん、調停及び仲裁に関する事。	建設技術振興課
岩手県都市計画審議会	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条第1項及び第2項の規定による都市計画に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関する事。	都市計画課
岩手県開発審査会	都市計画法第34条第14号の規定による市街化調整区域に係る開発行為に関する審議及び同法第50条第1項の規定による審査請求に対する裁決に関する事。	都市計画課
岩手県建築審査会	建築基準法(昭和25年法律第201号)第78条の規定による特定行政庁等の処分等に対する審査請求の裁決及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事。	建築住宅課
岩手県建築士審査会	建築士法(昭和25年法律第202号)第28条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務並びに同法に規定する同意に関する事。	建築住宅課
岩手県地方港湾審議会	港湾法(昭和25年法律第218号)第35条の2第1項の規定による重要港湾に関する重要事項の調査審議に関する事。	港湾空港課
岩手県水防協議会	水防法(昭和24年法律第193号)第8条第1項及び第2項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事。	河川課
岩手県景観形成審議会	岩手の景観の保全と創造に関する条例(平成5年岩手県条例第35号)第25条の規定により、県土の良好な景観の形成に関する重要事項及び屋外広告物条例(昭和46年岩手県条例第44号)によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。	都市計画課
「建設業経営力強化支援事業費補助金」候補事業選定委員会※	岩手県附属機関条例(令和5年岩手県条例第4号)第2条第2項の規定により、執行機関の諮問に応じ、補助金(相当の反対給付を受けないで交付する補助金以外の給付金を含む。)、利子補給金その他これらに類するものの交付又は貸付金の貸付け(以下「補助金の交付等」という。)の対象となる者、事業等の決定に係る申請書等の内容を審査し、及び当該補助金の交付等に関し必要な事項について調査審議すること。	建設技術振興課
優良県営建設工事表彰審査会※	岩手県附属機関条例(令和5年岩手県条例第4号)第2条第2項の規定により、執行機関の諮問に応じ、表彰(県勢功労者顕彰を除く。)、認定その他これらに類するものの対象となる候補者の選考その他選考に関し必要な事項について調査審議すること。	建設技術振興課
県営住宅等指定管理者選定委員会※	岩手県附属機関条例(令和5年岩手県条例第4号)第2条第2項の規定により、執行機関の諮問に応じ、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の候補者の選定及び指定管理者の業務の評価に関する事項について調査審議すること。	建築住宅課
リアスハーバー宮古指定管理者選定委員会※	岩手県附属機関条例(令和5年岩手県条例第4号)第2条第2項の規定により、執行機関の諮問に応じ、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の候補者の選定及び指定管理者の業務の評価に関する事項について調査審議すること。	港湾空港課
宮古港フェリーターミナル指定管理者選定委員会※	岩手県附属機関条例(令和5年岩手県条例第4号)第2条第2項の規定により、執行機関の諮問に応じ、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の候補者の選定及び指定管理者の業務の評価に関する事項について調査審議すること。	港湾空港課

※ 所掌事務の欄に掲げる事項について審査、審議、調査等を行わせるため、必要があるときに置くもの。